

奈良市第3次総合計画 後期基本計画

第4章

地域を支える産業を育成するまちづくり



冬の浮見堂

## 第1節 観光交流

## [基本方針]

本市は観光によって成り立つ国際文化観光都市であり、経済に重要な位置を占める観光関連産業を育成、振興していくことは、経済基盤の強化のために欠かすことができない。

このため、観光関連事業者や関係機関、団体等と連携しつつ、観光資源の保全と活用、観光関連施設の整備、サービス機能の充実などの対策を強化し、総合的な観光戦略を推進する。

## [現況と課題]

1. 本市はわが国固有数の歴史的、文化的観光都市であり、経済においても、観光関連産業はきわめて重要な役割を果たしている。本市への観光客数は、近年 1,300 万人前後で推移しているが、その大部分は、日帰り客という状態である。これは、立地条件から宿泊施設等の集積が少ないのが原因である。

しかし、経済効果の面から宿泊観光の促進を図る必要があり、日帰り観光から、滞在型、通年型観光へと創意と工夫をもって、観光客の誘致に努める必要がある。

2. 世界遺産<sup>※</sup>をもつまちとしての歴史的、文化的資源を活用した観光地をつくっていくことが、本市観光事業の重要な課題である。

この面では、観光資源の保有者や観光関連事業者の自覚に待つ面も大きい。2010年（平成22年）には平城遷都1300年という記念すべき年を迎えることも展望しつつ、現代的な手法の演出等により歴史的、文化的資源に付加価値を与える工夫が必要である。そして、伝統行事の振興はもちろん、郷土料理や伝統料理の研究等飲食文化の充実を図る必要がある。

また、施設整備が進んでいる「ならまち」

を観光資源としても活用し、市内にある歴史的観光資源を活用したモデル観光コースの設定、PR活動等と有機的な結びつきを重視するなどの方策の検討が必要である。

3. 観光客の受け入れ対策として、観光案内のパンフレット、観光CD-ROM等の作製をはじめ、インターネットのホームページの充実、観光案内板や道標の整備を行い、観光客の便宜を図っているが、観光客へのサービス向上を基本に、観光客と市民がふれあうよう、また観光産業従事者の接客マナーの向上について、機会あるごとに啓発に努めなければならない。

4. 本市を訪れる外国人観光客は、1994年（平成6年）以降約18万人から27万人までの間で変動しているが、これは為替の変動等社会的要因による面もある。なお、宣伝と誘致については、国際観光振興機構及び歴史街道推進協議会を通じてのPRや海外観光展への参加、国内のT.I.C.（ツーリスト・インフォメーション・センター）及び関西国際空港内の観光案内所でのPR等を実施している。

また、国土交通省が提唱している外国人観光客誘致事業である「ビジット・ジャパン・

キャンペーン<sup>\*</sup>と連携することにより、今後本市への外国人観光客が増えるものと予想される。このため、外国人観光客が安全・安心に観光できるよう、受け入れ体制の充実を図る必要がある。

5. 近年、本市を訪れる修学旅行生はほぼ横ばいの状況にある。また、国際社会に通じるアイデンティティーを確立するうえからも、感受性の強い時期に、わが国文化発祥の地である本市を訪れる意義は大きいことから、本市の特性を活かして積極的に修学旅行の誘致活動に努める。

一方、修学旅行生は、リピーターとしての可能性をもっていることから、客室や食事に対するニーズの高度化にも対応した受け入れ体制の充実を図る必要がある。

一般観光客に対しては、「やすらぎ」や「いやし」が強く求められている近年の傾向から奈良を再認識し、リピーターの増加に結びつけるため、あらゆる情報の発信と観光キャンペーンの実施、イベントの開催等を推進する必要がある。

## 【主要な計画】

### 1. 観光関連施設の整備促進

ホテル建設をはじめ、観光駐車場、無料休憩所、公衆便所等観光関連施設の整備については市及び県や関係業界が協議し、最も効率的な方法を検討し、その推進を図る。

### 2. 観光開発の推進

本市の歴史的風土や自然環境の特性を活かし、伝統行事、伝統芸能等文化財を観光資源として活用するとともに、その特性を活かした「地域ブランド向上3カ年計画」を策定し、その事業を実施する。

「古都奈良の文化財」がユネスコの世界遺産リストに登録されたのを契機としてはじめられた、ろうそくのやわらかな灯りで彩られる「なら燈花会」、天平文化を体現する「平城（なら）遷都祭」、奈良の夏の最後を踊りとパフォーマンスで飾る「バサラ祭り」など新しいまつりも継続して開催、支援する。

また、「ならまち」を中心とした町並みや仕事場と個人の収集品を見せる「奈良まちかど博物館」など文化を活かしたコースの充実を図る。

名勝「月瀬梅林」、針テラスや温泉施設を活用するとともに本市域を基点として、県南部や他府県に及び広域にわたる新しい観光ルートの設定など、総合的な観光のまちづくりを推進する。

### 3. 宣伝と誘致の展開及び情報の発信

平城遷都 1300 年という記念すべき年を迎えることから、行政、観光事業者、市民が一体となった「平城遷都 1300 年記念事業」へ参画し、国際観光振興機構や歴史街道推進協議会などの広域観光ネットワークを通じた宣伝や、首都圏での観光キャンペーン、各地での誘致宣伝活動に積極的に参加し、世界遺産をもつまち奈良をPRする。

ホームページには、英語版に加えハングル、中国語、ドイツ語、スペイン語、フランス語のページを作成し、新鮮な話題を提供していく。

また、近鉄奈良駅、JR奈良駅、針テラス等の観光情報ターミナルにおいて首都圏、中京圏、京阪神等への観光情報の発信を行う。

### 4. 観光客受け入れ対策の充実

観光客へのサービスを充実するため、観光ボランティアガイドの育成、観光事業従事者へのマナー研修を実施するなど、人材の育成を図り、観光客と市民の心がふれあう魅力あ

る観光地づくりを進める。

観光資源や交通網の整備にともなう観光案内板や標識を設置し、観光客に便利な案内システムをめざすとともに、観光客が目的地へスムーズに移動できるよう、幹線道路でのパークアンドバスライド・サイクルライドを充実する。

## 5. 外国人観光客の受け入れ体制の充実

日本語、英語、ハングル、中国語の4ヶ国語表記による観光案内板や道標等の整備を促進し、外国人観光客が自由に一人歩きできる環境を整える。

国際観光振興機構を通じたPR活動、あるいは歴史街道推進協議会でのPR資料作成にも参画する。

国土交通省、自治体、民間企業等が官民一体となり実施する「ビジット・ジャパン・キャンペーン」事業の展開により、外国人観光客誘致を促進する状況は大きく変化しているが、本市も連携共同事業を実施する。

## 6. 修学旅行生の誘致対策

奈良県や大阪市と協力し韓国等の海外からも含めた、修学旅行の誘致を図る。

また、学校の情報教育で教材としても活用できる観光CD-ROMを製作し、計画的に全国の修学旅行実施校へ送付し修学旅行の事前学習に役立てる。

さらに、修学旅行生に奈良、特に世界遺産を知ってもらうため、近鉄奈良駅舎の上階にある「なら奈良館」の活用を図る。

一方、ホテル、旅館、観光施設などでは豊富な体験学習の場を提供できるように努める。

## 7. コンベンションの誘致推進

ヒト・モノ・情報の交流をさらに活発にするため、コンベンション<sup>\*</sup>施設を充実させると

ともに関連施設や団体、隣接府県と連携のもと、引き続き積極的な国内外からのコンベンション誘致活動を行い、経済の活性化、国際化の推進、文化の振興に努める。

## 8. 月ヶ瀬地域の梅林の整備

月ヶ瀬地域においては、名勝「月瀬梅林」を保全、育成するとともに、梅林を活かした観光産業の活性化を図るため、「月ヶ瀬地区梅林整備計画」を策定し、「月ヶ瀬梅公園」、「月ヶ瀬梅の文化博物館」や梅林周遊道路などの整備を進める。

### [主な事業]

- \*ビジット・ジャパン・キャンペーンへの参画
- \*「平城遷都 1300 年記念事業」への参画
- \*「地域ブランド向上 3 カ年計画」の策定
- \*インターネットによる国内外への情報提供
- \*観光ボランティアガイドの育成
- \*奈良まちかど博物館の認定・PR
- \*インフォメーションセンターの充実
- \*平城遷都祭などイベントの開催・支援
- \*コンベンションの誘致及び主催者に対する支援
- \*月ヶ瀬・都祁地区の温泉の活用



瓦づくり (奈良まちかど博物館)

## 第2節 農林

## 〔基本方針〕

本市の農業は、21世紀の新たな政策体系の確立をめざした「食料・農業・農村基本法」の基本理念に基づくとともに、本市の農業の課題に対応した施策を総合的かつ計画的に推進する必要がある。

そのため、本市の農業の特色である、都市近郊農業としての特性を活かした農業の展開のなかで、農業の基本である食料の安定供給や、農業生産活動のもつ水源かん養、自然環境保全等の多面的な機能の適切かつ十分な発揮、また、農業の担い手の確保、育成と、農業生産基盤や施設の整備による、地域に適合した農業構造の確立と農業の持続的な発展、さらには、都市と農村の交流等により農村の活性化を推進していくことが重要である。

一方、林業振興については、林業の活性化とともに森林の公益的機能の向上に努める。

## 〔現況と課題〕

1. 本市では、都市化の進展とともに地域農業の形態などが大きく変容してきている。また、地域間の農業構造の差が大きく、自立農家層と零細規模農家層の分極化、安定的な農外就業、兼業化の定着のなかで、本市の農家数、耕地面積はともに年々減少の傾向にある。

このような情勢のなか、農業後継者の育成を進める一方で、農地の集積等による経営の合理化、土地利用の効率化を図るため、地域での営農組織を核とした地域ぐるみでの生産振興をめざす。また、地域の特性を活かした農業の振興や、生産条件の地域差を補正することにより、農業、農村の多面的機能の確保を図る。

農村地域の多様化に対応するため、農業生産基盤と生活環境との一体的な取り組みや地域資源の活用、就業の場の拡大等幅広い取り組みにより、豊かで魅力ある農村社会の実現をめざす。さらには、国際化時代に対応した生産性の高い農業を実現していく必要が

ある。

2. 本市の主要作物は、米のほか、茶、いちご等施設野菜となっている。しかし、米については、近年の消費量の減少と反当収量の増加による生産調整にともない、作付面積が制限されている状況にある。茶、いちご等の施設野菜についても、労働力不足や価格の低迷等により作付面積の減少がみられる。

そのため、米については、おいしい米づくりをめざし、茶、施設野菜などについては、都市近郊の立地条件を活かした産地形成に努め、新しいブランドの育成をめざす。さらには、収益性の高い安定した農業を推進する必要がある。

一方、遊休農地が増加傾向にあるなか、水田農業構造改革対策として麦、大豆の本作化等、水田農業の望ましい生産構造の実現が求められており、新しい展開が必要となっている。そのため、担い手育成とともに麦、大豆等による土地利用作物の生産や消費拡大が期待される花卉などの産地形成に努め

る。さらに、消費者との直接交流や土にふれあう機会の提供も推進しなければならない。

3. 農業基盤整備の面では、魅力ある農業の確立をめざし東部地域を中心として、農村基盤総合整備事業、県営ほ場整備事業、大和高原国営農用地開発事業等を実施してきた。

また、老朽化したため池の整備を行い、農業生産基盤の整備とともに農地防災も図ってきた。

今後、農業基盤整備の一層の推進と大和高原国営農用地開発事業にともなう灌漑施設の整備推進に努めるとともに、新鮮な農産物の流通と地域の活性化のため広域営農団地農道（グリーンロード）整備を促進し、集团的優良農地の確保、保全、農地の有効利用を進め、農業の生産性の向上に努める必要がある。

一方、農業近代化施設の整備については、米のほか、本市の特産である茶、いちご等の施設の整備を行い、その生産振興に努めてきたが、共同施設の維持や運営の課題に対応するため、施設や組織の再編を図りその維持に努めるとともに、労力の省力化を進め、品質の向上に努める。また、農産物の集出荷体制についても、農業協同組合を核として流通の改善が図られてきた。今後は、生産から出荷、販売まで一貫した組織体制と施設整備の促進により、産地としての機能を図っていくことが必要である。さらに近年、環境に対する関心が高まっていることから、環境負荷の軽減を図る営農体制の確立が必要である。

4. 本市の林業は、古くは薪炭材や建築材供給の場として位置づけられてきた。戦前、戦後の一時期には、材木の採取等による山林の荒廃が進んだが、森林に対する関心が高まり、本市では1975年度（昭和50年度）から1,000haの造林計画を立て、2003年度（平

成15年度）末の造林面積は1,153haに達している。

現在、本市の森林資源は、森林面積12,584ha、林野率46%、うち人工林は5,735haで、森林面積の46%となっている。本市としては造林、間伐等の事業とともに林道や作業道の整備も進めてきたが、森林の所有形態は小規模であるうえ、林業生産活動の低迷等により林業従事者も年々減少してきている。そのため近年、適正な管理や保育ができていない森林が増加してきている。

今後、造林や間伐、林業基盤の整備を進め、林業のより一層の振興と活性化を図る必要がある。また、林業従事者の確保のため、森林施業の実施体制を整備し、集落ぐるみで間伐等の保育を推進する必要もある。

さらに、水源かん養や自然環境の保全、防災等、森林のもつ公益的機能を高めるため、東部地域に広がる森林を保護、育成する積極的な取り組みが必要である。

## [主要な計画]

### 1. 農業生産体質の強化

経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営体を育成するため、農業改善計画の認定と改善のための支援に努める。また、都市近郊農業の有利性を活かした収益性の高い施設園芸や米の生産調整に対応した、地域振興作物の育成を図る。

一方、地域の農地の効率的な活用を図るため、営農組織を核とし、集落一体となった営農体制の確立をめざす。さらには、生産条件の地域差を補正し、農業、農村のもつ多面的機能の確保のため、中山間地域等直接支払制度を活用して農地を保全する。

また、耕作放棄地の解消策の推進と新規就農の促進に努める。

## 2. 農村地域の活性化

急速な都市化にともなう農村地域の多様化に対応するには、生産基盤と生活環境の一体的な整備や環境保全機能の維持が必要である。そのため、農業基盤整備による優良農地や担い手の確保とともに生活環境の整備、地域資源の活用、就労の場の確保、拡大など幅広い取り組みに努めることにより、豊かで魅力ある農村社会の実現を推進する。

## 3. 農業生産の振興

米については、品種の構成を基幹とした適地適品種の作付と、適正な管理等に努めることにより、需要に応じた良食味米の計画的な生産を進め、茶については、共同加工施設の導入による労力の省力化と品質の一層の向上に努め、いちごについては、品質の高い品種の導入を進める。

また、中核農家や集落営農組合を中心とした麦、大豆等の土地利用型農業の活性化により農家経営の安定を図る。

さらには、消費者ニーズに応じ、安全と安心に配慮した品種、技術の導入や産地間競争力の強い作物等の振興を図るとともに、地域にあった少量多品目の生産化も進める。

## 4. 新しい農業の展開

都市近郊農業の特性を活かした消費者と直接交流が図れる直販施設の整備や、市民に土とふれあう場を提供する市民農園の育成を図り、地域の特産物を活かした新ブランドの創出と地産地消の推進に努める。また、観光資源を活用した農業の振興等、都市住民との交流を図るグリーン・ツーリズム等の手法を検討、展開していく。

## 5. 農業生産基盤整備と施設の整備

優良農地の創設と農地の有効利用、地域農業の振興のため、県営ほ場整備及び広域営農団地農道（グリーンロード）整備事業や、公益的機能も考慮したため池整備事業等の土地改良事業や大和高原国営農用地開発事業にともなう灌漑施設整備の推進を図る。

また、農業近代化施設の導入を進め、生産性の向上と農産物の高品質化、農業経営の合理化を促進する。

## 6. 環境に配慮した農業の展開

農業の環境への負荷軽減を進めるため、減農薬栽培、畜産の施設整備、茶の肥料使用量削減や農業用廃プラスチックの適正処理等をめざした営農体制、営農実践に努める。

## 7. 林業の振興

林道や作業道等の林業基盤の整備を推進することにより、造林、間伐等の森林整備の促進を図り、健全な森林の育成、確保と優良な木材生産や林業労働者の就労の場の確保、拡大を進め、林業の活性化を図る。

また、間伐をはじめとした森林の総合的な管理を進めることにより、森林の持つ水源かん養、自然環境の保全等の公益的な機能の発揮も誘導していく。

さらに、年々減少する林業従事者の確保や、作業の共同化を進めるとともに、市民ボランティアや民間団体と一体となって、里山を中心とした森林の整備と保全に取り組む。

## [主な事業]

- ＊ 中山間地域等直接支払制度の活用
- ＊ 土地改良事業
- ＊ 森林総合保育事業
- ＊ 農業経営基盤強化促進事業
- ＊ 鳥獣害防止対策事業強化促進事業
- ＊ 遊休農地対策事業
- ＊ 農林産物直売所整備事業
- ＊ 奈良東部広域営農団地農道整備事業



月ヶ瀬地区に美しく広がる茶畑



ほ場整備がおこなわれた都祁地区の水田



## 第3節 商工・サービス

## 【基本方針】

最近の中小商業・工業をとりまく環境には、国際化、情報化の進展、技術革新、消費者の少子・高齢化、消費者ニーズの多様化、高度化、ゆとりと豊かさ志向の高まりなど厳しいものがあるが、本市も例外ではなく、環境変化に的確に対応できるよう企業の自助努力を促進し、体質強化を図るための支援、指導を強化していく。また、郊外の大規模店進出に対し中心市街地の活性化を図る。

都祁地域については、交通アクセスの利便性を活かし、県とともに企業誘致等を進める。

さらに、長い歴史のなかで受け継がれてきた奈良の伝統工芸品等の技法、技術を絶やすことなく後世に伝承する。

## 【現況と課題】

1. 近年の商業をとりまく環境は、大規模店の進出等に加え、技術革新や情報化の進展、消費者の少子・高齢化、消費者ニーズの多様化などにより著しく変化している。これらの環境の変化に対応していくためには、事業者の自助努力とともに、商業機能の充実、情報力の充実、人材の育成、あるいは事業者と消費者との交流等を推進する施策の展開を通じて、流通競争力並びに体質強化に努め、商業の近代化を図っていくことが必要である。

2. 商業、サービス業の振興は、街路計画や都市再開発など都市計画と密接な関係をもっており、今後の都市計画において、これら商業、サービス業の動向とその振興策を取り込むことが重要であるが、それと並行して中心市街地の活性化を図っていくことが必要である。また、都祁地域の恵まれた交通条件を背景として新規産業の誘致、育成を図っていくことも必要である。

3. 企業活動のあらゆる面でインターネット

の活用などによる情報化が進展するなか、本市中小事業者の情報化への対応は立ち遅れている。情報化への対応次第で今後ますます大規模店との格差が増大することが予測されるため、中小事業者が新たな事業活動分野を開拓するため、情報化の促進と積極的な支援が必要である。

4. 中小企業は、急速に変化する経済情勢に影響されやすく、その経営基盤の強化を図る必要がある。

これに対応できる人材の育成が急務であり、その人材活用と、新たな産業育成のための施策が必要である。

5. 中小企業の融資の円滑化を図るため、中小企業資金融資制度の資格要件の簡素化、指定金融機関の増加、融資枠の拡大等、融資制度の充実が必要である。

6. 本市には、奈良のもつ風土や歴史に培われ、市民の生活にとけこんで受け継がれてきた伝統工芸などが数多く残っている。これらの伝統工芸等の従事者自身は技法、技術の伝

承者という誇り高い職業意識をもっているものの、経済的に先行きの不安感が強く、そのために、後継者育成に限界を生ずるという悪循環となっているようである。

これらを克服するためには、本市の伝統工芸等を再生するための振興施策の推進が必要である。

## 【主要な計画】

### 1. 奈良マーチャントシードセンターの効率的な運営と活用

奈良マーチャントシードセンターは、新しい時代の商業振興と心豊かな消費生活の実現に向け、それに必要な商業振興施策を講じる拠点とするとともに、情報流通基盤や活力あるコミュニケーションづくりの必要な事業を行う。中心市街地活性化の拠点としてこの施設の効率的運営を図るとともに、中小事業者等の積極的な活用を促進し、流通競争力及び体質の強化に努める。

### 2. 商業機能の充実

従来より実施している商店街の共同施設設置事業やイベント事業に対する支援に加え、商工関係団体の事業に対し指導、助言をし、新たに起業者への支援を行う。また、商業を取り巻く厳しい環境に対し、中心市街地活性化基本計画策定委員会を立ち上げ本市商工業の振興を図る。

また、「新市建設計画」に基づき都祁地域で新規優良企業誘致事業及び大和高原工業団地開発計画を県と協力しながら進める。

### 3. 情報化への対応

情報化社会の到来による社会構造の変化のなかで、中小事業者の情報化への対応が競争力を左右するため、情報化への意識の高揚を図る啓発、指導を行う。

また、経営基盤の強化を図るため、中小商業経営におけるネットワーク活用を推進し、中小事業者自体の経営の合理化、情報化の促進を支援する。

### 4. 人材の育成と特産品などの情報発信

中小企業の経営の近代化、合理化及び技術の向上を図るために、奈良市中小企業人材育成助成制度の充実を図り、情報力をはじめとする経営資源を活用する能力をもった人材の育成に努める。

また、本市は、関係機関が行う奈良の特性を活かした物産品（特産品）の開発のための調査、研究に協力するとともに、奈良ブランドの一つとして、特産品などの情報発信に努める。

### 5. 融資制度の充実

中小企業の金融の円滑化を図るために、その事業に必要な資金のあっせんを行っているが、経済情勢の変化に応じて、中小企業の経営の近代化、合理化及び安定化を図るため、融資制度を充実して、地域経済の発展及び振興に努める。



ギャルみこしで賑わう商店街

## 6. 奈良工芸などの活性化

奈良工芸などにおける後継者不足が近年深刻化しており、伝統ある奈良工芸などの技法、技術を次代に伝えることは、重要課題である。

その施策については、奈良工芸後継者育成検討会等で協議するとともに、「受け継ぐ・創作する・開放する」の三つを基本理念とした施設である「なら工芸館」を活用し、奈良工芸の一層の振興発展を図っていく。

### [主な事業]

- \* 経営支援及び教育研修事業
- \* 商店街等共同施設設置事業助成
- \* 情報化促進事業
- \* 人材育成事業助成
- \* 中小企業資金融資制度
- \* なら工芸館の活用
- \* 中心市街地活性化事業
- \* 奈良マーチャントシードセンターの活用
- \* 新規優良企業誘致事業



奈良の伝統工芸品「奈良人形」



なら工芸館

## 第4節 勤労者対策

## 〔基本方針〕

勤労者が自己の能力を有効に発揮し、家族とともに安心して豊かな生活ができるよう、行政、企業及び勤労者が一体となって勤労者福祉の向上を図る。特に、中小企業と大企業間に存在する雇用、労働条件、福利厚生などさまざまな面での格差を縮小するとともに、人口の高齢化に対応するため、中小企業の勤労者や中高年齢者等に重点を置いた施策を展開する。

また、勤労者総合福祉センターを拠点として、勤労者の心身の健康を保持し、教養文化の向上をめざすとともに、(財)奈良市勤労者福祉サービスセンターの活性化を図る。

さらに、多様な就労機会の確保をめざし、若年層の雇用についても検討し、関係機関との連携のもと、本市における雇用促進を図る。

## 〔現況と課題〕

1. 2001年度(平成13年度)の事業所統計では、市内の事業所数は10,877事業所、従業者数は120,078人であった。このうち公共団体を除く従業者数300人未満の事業所数は10,346事業所、従業者数は94,592人で、従業者の約8割が中小企業に勤めており、そのほとんどが未組織労働者である。

中小企業勤労者のための福祉共済制度の普及と総合的な福祉事業の実施によって、勤労者福祉の向上を図ることは、雇用の安定、促進につながるるとともに、中小企業の振興と地域社会の活性化に貢献するものである。

勤労者のゆとりある豊かな生活を実現するため、きめ細かな勤労者福祉に取り組む必要がある。

2. 勤労者の福祉を向上させ、勤労意欲の高揚と雇用の安定・促進を図るため、各種相談、情報提供、教養文化教室、職業講習、研修並びにスポーツ等の活動を通じて、心身のリフレッシュや交流を深める場である勤労者総

合福祉センターの効率的な管理運営を行う必要がある。

3. 健康で働く意欲のある高齢者が増加し、働く機会を求める声が顕著になっている。自らの生きがいの充実や社会参加を希望する高齢者が増加するなかで、高齢者対策にどのように取り組んでいくかが課題となっており、高齢者が豊かな経験と能力を活かし、仕事を通じて地域社会に貢献できる機会と条件をつくるための施策が必要である。

4. 若年層の職業意識の変化や若年者をとりまく就職環境は厳しく、若者の離転職行動や二ートの増加が顕在化している。若年者の雇用安定、効果的な人材育成を図っていくためには、学校から就労への円滑な移行が重要である。その要素として、企業の考え方と若年者の意識のマッチングが考えられる。在学中の早い段階から、若者が具体的な人材ニーズを理解し、ニーズに応じた能力開発に取り組むよう支援していく必要がある。

## 【主要な計画】

### 1. 中小企業勤労者の福祉共済制度の実施

中小企業勤労者のための総合的福祉事業の一環として設置された（財）奈良市勤労者福祉サービスセンターを活性化して、中小企業勤労者の福祉の向上を図り、中小企業の振興、地域社会の活性化に貢献する。

### 2. 勤労者総合福祉センターの活用

勤労者福祉の推進拠点にふさわしい施設として、適正かつ効率的な運営を実施するため関係団体、関係機関と連携、調整のうえ事業内容の充実を推進する。

### 3. 中高年齢者就業の促進

中高年齢者の就業対策として、中高年齢労働者の仕事への定着率を高める一方、退職後の高年齢者には、シルバー人材センター等の充実、普及により臨時的、短期的な就業の促進を図る。

### 4. 若年層の就労の促進

学校から就労への移行を円滑にするため、主体的に進路を選択する能力の育成及び社会に必要なとされる能力の育成を支援する。

## 【主な事業】

- \* 勤労者総合福祉センターの充実
- \* シルバー人材センターの充実
- \* 就労支援の促進



シルバー人材センター会員による剪定作業



奈良市勤労者総合福祉センター

## 第5節 消費生活

## 〔基本方針〕

安定した消費生活をめざし、消費者の権利と安全を確保するため、消費生活相談体制の充実をはじめ、消費者の利益を擁護する消費者保護対策を推進するとともに、出前消費生活講座等を通じて情報の提供を強化、充実するなど、総合的な消費者行政を推進する。

また、「計量法」に基づく適切な計量の実施を確保することにより、計量取引の安全と秩序の維持に努める。

## 〔現況と課題〕

1. 近年、情報化、国際化、サービス化の進展等消費者をとりまく環境が著しく変化してきており、消費者ニーズも多様化、高度化し、新たな消費者問題が発生している。特に契約や解約に関するトラブル、悪質な商法による被害が増えている。これらを未然に防ぐためには、消費者意識の向上を図るための啓発に努めるとともに、消費生活相談を充実して適切なアドバイスを行い、消費者に情報提供をする必要がある。

2. エネルギー消費は、一貫して増加している。また、家庭においても、機器の効率化が進む一方で、新たな機器の普及やより快適な生活を求める市民のニーズにより、機器保有台数の増加や使用時間、使用条件の変化がエネルギー消費の増加要因となっている。地球温暖化などは、地球規模の問題であり、省資源、省エネルギー対策の必要性に対する市民の理解と意識をさらに高める必要がある。

3. 消費者保護の観点から、適切な計量の実施を確保し、計量取引の安全と秩序を維持するため、計量行政を推進していかなければならない。

また、消費者の利益や、市民サービスの一環として消費者の計量に関する相談、指導等を行い、消費者保護のための積極的な取り組みを行うことが必要である。

## 〔主要な計画〕

## 1. 消費生活相談業務の充実と情報体制の整備

消費生活をとりまく社会経済環境の変化にともなって発生する新たな消費者問題等のトラブルに対して迅速、的確な処理を行うため、消費者相談業務の充実を図る。また、消費生活情報ネットワーク・システムなどを通じて情報収集を行い、消費者に情報提供するための体制を整備する。

## 2. 消費生活と消費者意識の啓発

消費者が自主性をもって消費生活の安定向上に努めることができるよう、消費生活に必要な基礎的知識の普及、情報提供などの啓発パンフレットを作製し、また、出前消費生活講座を効果的に開催して、消費者被害を未然に防止することに努める。

### 3. 省エネルギー・省資源意識及びグリーン購入の啓発

省エネルギー対策及び地球温暖化防止のためのグリーン購入の必要性に対する市民の理解と意識の向上を図るため、リーフレット、しみんだより等で、市民に対し啓発、広報を強化していく。

### 4. 適切な計量の実施確保

「計量法」に基づく適正な計量の実施を確保し、計量取引の安全と秩序を維持するため、はかりの定期検査、立入検査を行うことにより消費者保護を図る。

#### [主な事業]

- \* 消費生活相談
- \* 出前消費生活講座
- \* はかりの定期検査



消費生活相談